

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての取扱いは検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-012

大 政事外外儀官
 大務務 典房
 臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
 代ア大大察括 長
 表大使使大審 長

総儀対会要厚情研

察人置在警史オ

外報官 寄報察内外ブ

文長 審一

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
 企画

密 参軍不科協

国長 参行専入難地

ア 審地中東
 参東西

長 審一保

北米長 参二

南長 密西口洋
 西東

長 参二アア
 一二

近ア長 参二アア
 一二

経 審総漁国
 審経エ国
 一ネ
 経途

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
 参緊評技有理

参長 審条協

情長 参国析析調セ
 一二

総 番 号 R099212

主 管

月 17日

韓 国 発

亜 北

平成 6年 5月 17日

木 省 着

外 務 大 臣 殿

茂 田 臨時代理大使

在韓ひ爆者問題（実態調査）

秘密指定解除

公文書監理室

第1601号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO2133-03）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

往電第1511号に関し、

大韓赤十字社より、在韓被爆者の実態調査の結果を入手し、当館にて分析したところ、右調査の実施方法及び右概要以下の通り。分析結果及び設問書（最終版）の仮訳をそれぞれ別FAX信1、別FAX信2にて送付する。これに関してコメント等あれば回電願いたい。

1. 実施方法

大韓赤十字社が在韓被爆者協会（以下協会）に依頼して、ソウル、畿湖、釜山、慶北、慶南、~~大邱~~大邱の協会支部から重症患者、軽症患者、正常の活動をしている被爆者のグループから被爆者をそれぞれ2名ずつ計36名を抽出して設問書に基づき調査を行った。

2. 分析結果概要

（1）被爆時に日本に居住していた理由

[Redacted]

（2）健康状態

（イ）健康状態

原爆被爆による健康状態の変化に関しては、重症患者の中では完全に变化したと答えた被爆者が殆どであるのに対し、その他のグループでは若干変化したと答えた被爆者及び完全に变化したと答えた被爆者が相半ばしていた。現在の健康状態に関しては、3名の被爆者を除いては不健康であると答えている。

（ロ）被爆の衝撃及び後遺症

被爆の衝撃は打撲傷・外傷が最も多く、火傷がこれに続き、以上の2つが殆どであるが、視覚障害、皮膚病と回答した被爆者もいた。後遺症としては疲労・無気力が最も多く、貧血・白血病、視覚障害・白内障がこれに

秘密指定解除

公文書監理室

秘

続く。まれではあるが、腰痛、胃腸障害、生理不順・不妊、奇形児、甲状腺異常、神経痛などの回答もあった。これらの症状は、現在も通院及び入院による治療が継続されている。

(ハ) 通院及び入院実態

通院回数は、20回以上が殆どである。入院日数に関して目立ったことは、軽症患者の約60%が30日以上であり、正常の活動をしている被爆者であっても半数が15日以上30日未満入院している点である。なお、協会が抽出した重症患者12名中、半身または全身不随で通院または入院不可能な患者が2名いた。被爆者の殆どが複数の病院に通院または入院しており、距離は車で往復2時間以上の遠距離にある病院に通院または入院している。通院病院までの交通手段はバスは他はタクシーが多く、大半はバスとタクシーを併用している。

(ニ) 診療に必要な費用の支払状況

全体的には、どのグループに属する被爆者も、ごく一部を除いては10万ウォンの診療補助費では診療に必要な費用のすべてを支払うことが出来ない状況である。医療保険の適用の効かない治療費の支払が半分以上であるが、漢方治療の費用も多い。軽症患者及び正常の活動をしている被爆者は15万ウォン前後であるが、重症患者は、30万ウォンを超えている。

(ホ) 生活状況

被爆者の生活は配偶者や子供の収入に依存しており、生活水準については、殆どの被爆者が「下」と回答している。

(ヘ) 希望事項

診療補助費の引上げが最も多いが、医療保険の適用範囲の拡大、医療保険における漢方治療の認定、大韓赤十字社による漢方病院の指定、他の病院での被爆者カード使用の認定も多い。

秘密指定解除

公文書監理室

秘

3. 診療補助費に関し、丸尾の質問に答え大韓赤十字社の崔榮奎(チ・ヨンギュ)原爆犠牲事業所長が述べたところ以下の通り。

診療補助費については、いちいち領収書の添付を被爆者に求めているわけでもなく、領収書の添付は現実には不可能である。ただし、大韓赤十字社としては、数々の病院を見て治療費に関する相場はわかっている。この相場に照らし合わせて今回の調査への回答はほぼ合理的なものであり、少しでも過大に回答しているであると思われるものは計算に入れなかった。また、調査開始当初は医療保険料も計算に入れる予定であったが、額について回答した被爆者が少なかったため、計算から外した。

(了)

S02134

FAX信

秘密指定解除

公文書監理室

秘

総番号 R099213

主管

月 17日

平成 6年 5月 17日

韓 国 発
本 省 着

亜 北

外務大臣殿

茂田 臨時代理大使

在韓ひ爆者問題（実態調査）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 S02134-05）

往電第 1601 号別FAX信 1、

SO: 2134- /1

実態調査分析結果

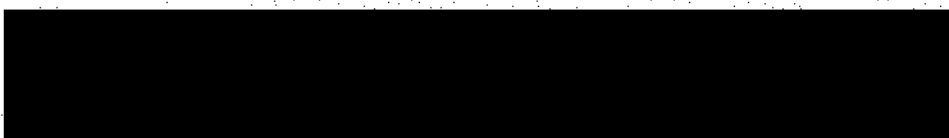
平成6年5月12日

在韓国日本大使館

(単位: 人)

(カッコ内は%)

1. 被爆当時に日本に居住していた理由



2. 健康状態の変化

	重症	軽症	通常生活
特段変化したとは考えない	2 (16.7)	1 (8.3)	2 (16.7)
少し変化したと考える	0 (0.0)	5 (41.7)	4 (33.3)
完全に变化したと考える	10 (83.3)	6 (50.0)	6 (50.0)

3. 現在の健康状態

	重症	軽症	通常生活
不健康である	12 (100.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
普通である	0 (0.0)	11 (91.7)	10 (83.3)

4. 被爆の衝撃、後遺症、病院利用 (複数回答あり。)

	被爆の衝撃	後遺症	病院利用
貧血・白血病		17	8
視覚障害・白内障	1	7	5
生理不順・不妊		1	
火傷	8	4	
打撲・外傷	25	13	4

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2134- 21

奇形児	1	
疲労・無気力	2 4	1 1
気管支の異常	1	1
甲状腺の異常	1	1
腰痛	2	1
皮膚病	1	

5. 病院への外来回数（年間）

	重症	軽症	通常生活
5 回未満	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)
5 回以上10回未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10回以上20回未満	2 (16.7)	1 (8.3)	2 (16.7)
20回以上	8 (66.7)	1 1 (91.7)	9 (75.0)
外来不能	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
平均回数	3 1 . 6	4 4 . 2	4 0 . 4

6. 入院日数（年間）

	重症	軽症	通常生活
入院していない	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
7 日未満	1 (8.3)	0 (0.0)	1 (8.3)
7 日以上14回未満	3 (25.0)	3 (25.0)	2 (16.7)
14日以上30日未満	3 (25.0)	1 (8.3)	6 (50.0)
30日以上	3 (25.0)	7 (58.3)	1 (8.3)
平均日数	4 2 . 9	4 1 . 1	2 0 . 5

8. 診療方法（複数回答あり。）

	重症	軽症	通常
原爆被害者指定病院を利用し、本人の負担なしに診療	5	8	9

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2134-3

指定病院でない一般病院で診療した後、本人が一旦負

担し、事後に赤十字社（被爆者協会）から領収書に基 9 12 8

づいて返還を受ける

9. 入院病院（複数回答あり。）

	重症	軽症	通常生活
指定病院	4	4	6
居住している地域の総合病院	3	7	3
病院及び医院	1	1	2
漢方病院	3	1	2

10. 病院への交通手段

バス 24 電車 4 タクシー 20 乗用車 2

11. 病院への往復所要時間（通院または入院の可能な34名中）

往復30分未満の距離 0 (0. 0)

往復1時間未満の距離 10 (29. 5)

往復2時間未満の距離 1 (2. 9)

往復2時間以上の距離 22 (64. 7)

（居住している地域に病院が無く、市、郡、道庁所在地の病院を利用する場合も含む。）

1泊2日 1 (2. 9)

12. 診療費等における被爆者の個人負担状況（医療保険料は含まれていない。）

被爆者（半身又は全身不随の患者を除く）一人当月額。単位：ウォン）

	重症患者	軽症患者	通常生活者	3.4名平均
高価診断装置料 (i)	6,833	13,194	1,875	7,328
慢性疾患 (ii)	11,072	6,750	16,667	11,521

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2134- 41

歯科治療のうち医

療保険の対象外と

なるもの (iii) 0 5,556 6,667 4,314

医療保険の対象外

となるその他の治

療項目(薬代を含

む。) (iv) 160,067 49,701 92,646 96,167

医療保険の対象外

となる治療項目総計 177,972 75,201 117,854 119,330

(v) (= (i) + (ii) + (iii) + (iv))

漢方治療のうち医療

保険の対象外となる

もの (vi) 49,167 40,361 29,590 39,150

交通費 (vii) 37,185 11,724 9,465 18,417

食費等の雑費 (viii) 16,808 15,903 14,319 13,331

雑費総計 46,202 26,172 23,784 31,748

(ix) (= (vii) + (viii))

支払総計 271,215 141,735 188,393 190,227

(診療補助費によってカバーされることが想定されている支払)

(x) (= (v) + (vi) + (ix))

13. 医療保険状況(通院または入院の可能な34名中)

医療保険証 28 (82.3)

(うち保険料に関する回答者は、18名。平均金額は月約16200ウォン)

医療保護証 4 (11.8)

無回答・その他 2 (5.9)

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2134- 5

14. 収入源（複数回答あり。）

本人の月給	1	配偶者の収入	8	子供の収入	2 2
-------	---	--------	---	-------	-----

15. 生活水準

上	0 (0.0)	中の上	0 (0.0)	中	1 (2.8)
---	---------	-----	---------	---	---------

中の下	2 (5.5)	下	3 3 (91.7)
-----	---------	---	------------

16. 希望事項（複数回答及び無回答あり。）

近隣地域における原爆治療施設の設置	2
-------------------	---

診療補助費引上げ	1 0
----------	-----

大韓赤十字社指定病院以外での被爆者カードの使用認定	4
---------------------------	---

指定病院増加	4
--------	---

医療保険の適用範囲増加	8
-------------	---

漢方治療に対する韓国政府または大韓赤十字社の援助	8
--------------------------	---

在日被爆者と同等の手当	7
-------------	---

(7)

F A X 信

秘密指定解除

公文書監理室

秘



繰 番 号 R099218

主 管

月 17日

韓 國 発

亜 北

平成 6年 5月 17日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

茂 田 臨時代理大使

在韓ひ爆者問題 (実態調査)

FAX信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 SO2135-07)

秘密指定解除

公文書監理室

往電第 1601 号別FAX信

2135- 1

(当館仮訳)

1994年度原爆被害者実態調査(一世)

挨拶

大韓赤十字社は、原爆被害者の福祉増進のために93年6月、原爆福祉事業所を開設し、原爆被害者として登録された皆さんに診療費の支給等、原爆被害の福祉業務を推進中ですが、現在、原爆被害者の生活実態と原爆による後遺症(病名)等をより正確に把握し、福祉業務の参考にしようと考えておりますので、□にV印をして頂き、下線部及び記載欄に誠意を持って設問にお答え願います。

I. 人的事項

1. 姓名: _____ (漢字) _____ (歳) 日本名(ある場合): _____
2. 性別: ☐男 ☐女
3. 本籍: _____
4. 現住所: _____ 電話番号: () _____
5. 被爆当時の日本における住所: _____
6. 原爆被害者の登録状況: (1)登録番号: _____
(2)登録年度: _____ 年
(3)登録支部名: _____
7. 現在の同居家族数: _____ 名
8. 渡日事由(具体的に): _____
9. 渡日年月: 19 _____ 年 _____ 月
10. 帰国年月: 19 _____ 年 _____ 月
11. 被害当時の職業: _____

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2135- 2

II. 健康状態

1. 原爆後遺症でああなたの健康状態が悪化したとお考えですか？

☐ (1) 特段変化したとは考えない。

☐ (2) 少し変化したと考える。

☐ (3) 完全に变化したと考える。

2. 原爆投下の当時、いかなる身体的被害を受けましたか？

☐ (1) なかった

☐ (2) 火傷

☐ (3) 打撲傷、外傷

☐ (4) その他（具体的に）：

3. 原爆の後遺症としていかなる症状がありましたか？

☐ (1) なかった

☐ (2) 貧血、白血病

☐ (3) 視覚障害、白内障

☐ (4) 生理不順、不妊症、死産

☐ (5) 火傷

☐ (6) 打撲傷、刺傷、挫傷、腫物等の外傷

☐ (7) 奇形

☐ (8) 疲労、無気力

☐ (9) その他（ ）

4. あなたの現在の健康状態は？

☐ (1) 健康でない

☐ (2) 普通である

☐ (3) 健康である

III. 医療機関利用現況

1. 病院及び医院での診察の際に、診療上いかなる措置を受けていますか？

☐ (1) 医療保険証 (1)-1 医療保険料の月あたりの納付額 912

秘密指定解除
公文書監理室

SO: 2135- 3;

☐ (2) 医療保護証

☐ (3) その他:

2. 病院及び医院での診察の際に、医療費は（外来、入院の双方について）

どのように支払ってきましたか？

☐ (1) 原爆被害者指定病院を利用し、本人の負担なしに診療

☐ (2) 指定病院でない一般病院で診療した後、本人が一旦負担し、事後に

赤十字社（被爆者協会）から領収書に基づいて返還を受ける

☐ (3) 診療費の負担に関する制度を知らず、全く措置を受けていない

3. あなたは1年間に病院及び医院での診察を何回受けましたか？

☐ (1) 5回未満

☐ (2) 5回以上10回未満

☐ (3) 10回以上20回未満

☐ (4) 20回以上

4. あなたは1年間に病院に入院したことがありますか？

☐ (1) ある。 あれば 回

☐ (2) ない。

5. 病院に入院したことがあるなら、いかなる形態の病院に入院なさいましたか？

☐ (1) 指定病院

☐ (2) 居住している地域の総合病院

☐ (3) 病院及び医院

☐ (4) 漢方病院

6. 病院に入院していた期間は？

☐ (1) 7日未満

☐ (2) 7日以上14回未満

☐ (3) 14日以上30日未満

☐ (4) 30日以上

秘密指定解除
公文書監理室

SO: 2135- 41

7. 入院をなさったなら、いかなる病名（原爆後遺症）で入院なさいましたか？

- ☐ (1) 火傷
- ☐ (2) 打撲傷、刺傷、挫傷、腫物
- ☐ (3) 奇形
- ☐ (4) 貧血、白血病
- ☐ (5) 視覚障害、白内障
- ☐ (6) 生理不順、不妊症、死産
- ☐ (7) 疲労、無気力
- ☐ (8) その他

8. 原爆被害から年数がたった現在、病院で診察を受けている主な病名を列記してください。

9. 診療（外来、入院）を受けているが、医療保険の対象外となっている部分に該当する診療費を病院に1回いくら支払っていらっしゃいますか？

- | | |
|---|---------|
| ☐ (1) 高価診断装置料（MRI、CT） | _____ 円 |
| ☐ (2) 特殊病室での入院に伴う差額 | _____ 円 |
| ☐ (3) 医療保険の対象外となっている材料費 | _____ 円 |
| ☐ (4) 入れ歯 | _____ 円 |
| ☐ (5) 漢方治療のうち医療保険の対象外となるもの | _____ 円 |
| ☐ (6) 特殊治療 | _____ 円 |
| ☐ (7) 美容を目的とした整形手術 | _____ 円 |
| ☐ (8) 予防接種 | _____ 円 |
| ☐ (9) 外来における初診料、再診料 | _____ 円 |
| ☐ (10) 慢性疾患 | _____ 円 |
| ☐ (11) 高価薬品代 | _____ 円 |
| ☐ (12) 年間180日を超過したことに伴う診療費 | _____ 円 |
| ☐ (13) 食費 | _____ 円 |

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2135- 5

☐ (14) その他医療保険の対象外の診療費

ウソ

10. あなたが頻繁に利用する病院までの距離は？

☐ (1) 往復 30 分未満の距離

☐ (2) 往復 1 時間未満の距離

☐ (3) 往復 2 時間未満の距離

☐ (4) 往復 2 時間以上の距離

☐ (5) 居住している地域に病院が無く、市、郡、道庁所在地の病院を利用

(往復に 1 日中かかる)

☐ (6) その他 (1 泊 2 日)

11. 病院での診療に要する時間は？

☐ (1) 30 分未満

☐ (2) 1 時間未満

☐ (3) 2 時間未満

☐ (4) 3 時間未満

☐ (5) 4 時間未満

☐ (6) 4 時間以上

12. 長時間の診療待ちに伴い、診療費以外に必要なその他の費用は？

☐ (1) 食費 (ウソ)

☐ (2) 飲物代 (ウソ)

☐ (3) その他 (ウソ)

13. 病院に行くために主に利用する交通手段は？ (1 回の交通費は主にいく

ら？)

☐ (1) バス (ウソ)

☐ (2) 地下鉄 (ウソ)

☐ (3) タクシー (ウソ)

☐ (4) 自家用車 (ウソ)

☐ (5) 徒歩

秘密指定解除

公文書監理室

SO: 2135- 6

14. 病院に行く際に、高齢を理由に保護者と共に行きますか？

- ☐ (1) 一人で行く
- ☐ (2) 配偶者と共に行く
- ☐ (3) 子供と共に行く
- ☐ (4) 友達と共に行く
- ☐ (5) その他

15. 漢方を利用するのにおいて最も困難な事情は？

16. 漢方病院の指定の必要性は？

- ☐ (1) 必要ない
- ☐ (2) 必要である
- ☐ (2)-1. 試験的に大都市の漢方総合病院を指定し、暫定的に拡大
- ☐ (2)-2. 積極的に漢方総合病院を指定
- ☐ (2)-3. 漢方総合病院がない地域において漢方医院だけでも指定

IV. 生活状態

1. 学歴 ☐ (1) なし ☐ (2) 小学校卒業、中退☐ (3) 中学校卒業、中退 ☐ (4) 高校卒業、中退☐ (5) 短大卒業以上2. 結婚: ☐ (1) 未婚 ☐ (2) 既婚 (配偶者存在)☐ (3) 既婚 (死別、別居、離婚等)

3. 現在居住している住居の状態:

☐ (1) 持ち家 ☐ (2) 賃貸 (入居時一括払い)☐ (3) 賃貸 (月払い)4. 本人の職業: ☐ (1) 無い ☐ (2) ある (職業名: _____)

5. 主要な収入源:

☐ (1) 月給 ☐ (2) 貸し家の家賃、貯蓄、利子☐ (3) 年金 (種類 _____) ☐ (4) 配偶者の収入☐ (5) 子供の収入 ☐ (6) その他

秘密指定解除
公文書監理室

SO: 2135- 71

6. あなたの生活水準はどの程度であるとお考えですか？

☐ (1) 上 ☐ (2) 中の上 ☐ (3) 中 ☐ (4) 中の下 ☐ (5) 下

7. 生活保護対象者として支給されている手当の種類のうち該当するものは？

☐ (1) 老齢手当

☐ (2) 生計補助費（主食、副食費、燃料費）、現物

8. 医療保護カードの有無は？

☐ (1) 第一種

☐ (2) 第二種

V. 原爆被害者として生活されるに当たって最も困難な点、及び治療を受けるための医療機関の利用等における要望事項があれば、簡単に3つぐらいのみ記入願います。

(了)